

日本のアンチダンピング 100 年

小樽商科大学商学部

柴山千里

要旨

日本は、アンチダンピング (AD) 法制に 100 年の歴史を持つとともに、ダンピング行使国として諸外国に非難されることにも長い歴史を持つ。同様に AD 法制の歴史の古い欧米諸国が伝統的に AD 措置を頻繁に行行使する一方で、日本の調査・措置件数は少ない。

本報告では、日本の AD 政策を 4 期に分けて分析する。第 1 期は 1920 年から GATT 成立以前まで、第 2 期は調査も課税もなかった GATT 成立以降から 1990 年まで、第 3 期は AD 手続きの試行錯誤期間であった 1991 年から 2008 年まで、第 4 期は法制度や手続きの整備で AD 活用がより容易になった 2009 年から 2020 年までである。

1920 年の法令成立時より、複数省庁によるプロジェクト・チームとしての調査当局の枠組みができ、1930 年代初めに 3 件の調査が行われた。その後 60 年間調査は行われず、最初の課税が行われたのは 1993 年であった。第 3 期に行われた調査・措置は、平均的な調査期間が第 4 期に比べ長く、初期の課税率は申請者の主張するダンピング・マージン(DM)よりかなり低かった。この期の最後の案件である電解二酸化マンガン事件で、初めて暫定税が用いられ、詳細な調査結果報告書が公表されるようになった。第 4 期は、2009 年に法令やガイドラインを国内法的な観点から整備し、2012 年からほぼ毎年調査が行われるようになり、調査・措置と公表方法がパターン化するとともに、ファクツ・アベイラブル使用や中国に対する非市場経済国扱いにより第 3 期より関税率が高くなった。

また、ダンピング行使国としての非難に対し、日本が行なった対処についても述べる。日本に対する最初の激しい国際的非難は、1930 年代に日本が行なったとされる為替ダンピング、ソーシャル・ダンピングであったが、日本は、国内的・国際的な釈明とともに対抗措置をとった。第二次世界大戦後は、民間貿易再開直後からダンピング行使国として非難されたが、1980 年代後半までは、貿易摩擦を二国間協定により収めることに主軸を置いたのに対し、GATT パネルで勝利して以降、GATT/WTO を主軸としたルール指向型解決を求めるようになった。第 4 期では、アンチダンピング使用の規律強化・透明性を国際的に要求しつつ、それと整合性を保つように積極的運用を行なおうとしている。